

○環境省告示第六十五号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第四条第一項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和五十一年十一月環境庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年四月二十日

環境大臣 望月 義夫

第一条中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。